

毒灰一件と目明

寛政八年（1796）2月、津山の城下町にある噂が流れた。それは「直し灰」と称して、酒に毒物を混入させ、被害を与えようとする者がおり、すでに津山に入っているというものであった。「直し灰」とは酒の酸度を調整するために入れる灰のことである。この時点ではその灰を購入した者として4軒の造り酒屋の名がまことしやかにささやかれており、その4軒で人々は酒を買わなくなったということである。そのため、その4軒を含む城下の酒屋すべてに対して吟味が行われることになった。

「一 此砌風説ニ雲州ニ而他国ヲ持来候直し灰を酒ニ入人損シ候様ニ風説有之爰元ニ而も沼田屋吉田屋栄屋佐和屋相調候由ニ而諸人右之もの方ニ而者酒相調不申候由風聞有之依之呼出遂吟味候様大年寄へ申達候所孫左衛門立合遂吟味候処決而左様候義無之処右躰之風聞受甚迷惑仕罷在候所御吟味被下候者甚難有旨申趣ニ御座候由申出候并惣酒屋共も遂吟味候様ニ申付置候」

（町奉行日記 寛政八年二月二十六日条）

毒薬の売買は東西の大番所前に掲げられた制札のうち、第四札にもあるほど重大犯罪とされている。制札場には7枚程度の制札があったが、このうち第一～五札までは幕府から出されたものであった。それによると、毒薬の売買を行ったものは死罪とされている。それだけに、藩の対応は早く、三日後には疑わしい人物が報告されている。

「一 加茂小中原へ来候毒薬売延屋岩蔵方ニ致止宿候趣郡代所ら申来致吟味候様又六へ申付ル

一 延屋岩蔵方へ目明孫兵衛罷越遂吟味候処折節岩蔵ハ他参之由右加茂小中原ニ而毒薬売と申ものハぢてつと申坊主ニ而長崎出生之由妻も有之ぢてつハ五十計妻ハ四十計ニ候由去

ル廿六日岩蔵方へ来致逗留候処拾式人連ニ而今朝致出立候由岩蔵留主之義故碇々不相分并外ニ台岳と申尾張名古屋生之禅坊主薬売売人去ル廿五日ら来致逗留居申并経惟子売真帳と申坊主夫婦連ニ而去年十月廿四日ら来居夫真帳ハ商ニ罷出妻之尼老入残居候（略）」

（町奉行日記同年二月二十九日条）

毒薬（灰）を売りに来た者が延屋岩蔵の旅籠屋に止宿していたという情報が寄せられ、即座に延屋に泊まっていた数名の名が上げられた。

ところで、延屋岩蔵は単なる宿屋の主人ではなく、この前年の寛政七年四月五日に目明役に任命されていた。しかし、取り締まる側の目明が、不審な人物を自身の経営する宿屋に泊めていたことを咎められ、目明役を取り上げられてしまった。

「一 目明岩蔵（略）同人義役柄不相応烏散成もの数日差置不埒至極ニ付左之通申渡候様小頭又六へ申渡尤部屋目附立合

存寄有之ニ付目明役 目明
取上ケ候 岩蔵

（略）」

（町奉行日記同年二月晦日条）

結局、延屋の宿泊客たちは、毒灰売買とは関係がないということになり、それぞれ領外に追放された。一方岩蔵は、本来、通りすがりの旅人が一泊しか出来ない旅籠屋で度々数日間宿泊させていたことが発覚し、監督責任を問われた旅籠屋頭とともに追込めの処分を受けた。

「一 大年寄於宅小頭又六部屋目附孫八差出左之通申渡

旅籠屋ハ旅人ニ宿と差置間敷所烏散成もの度々数日差置不埒ニ付追込申付候但日数七日 東新町延屋

岩蔵

（略）

岩蔵義右之通之所頭役之分とメ心付薄不
埒之段急度叱置以来敵敷相改候様ニ申付ル

元魚町旅籠屋頭

笹屋友治

(町奉行日記同年三月九日条)

さて、延屋岩蔵が就いていた「目明役」であるが、どのような者がその役に付くのだろうか。

「目明」というと、江戸市中のそれが有名であるが、彼らの出自は通り者（侠客や博徒）や元犯罪者であった。津山における「目明役」について『津山市史』では「日常、城下の見回りをするもの」で、「城下の町人から」選ばれるとある。そこで、町奉行日記に記されている目明役たちの行動を見ることによってその選考基準を探ってみることにする。

まず、岩蔵の同僚で、長年目明役を勤めてきた孫兵衛であるが、彼が犯罪者の探索のため備前玉島に出張した際の報告に次のようにある。

「一 目明孫兵衛（略）廿二日玉嶋江罷越男達と申もの都合拾壹人受合中々金銀共貪り候趣ニ而者無之候（略）ケ様ニ受合候上八帰り候而も騙し候様之義八決而不致右受合候内之もの共万一疑敷取計も有之候得者仲ケ間仕置いたし候間其段心遣致間敷（略）」（寛政七年四月朔日条）

犯罪者の探索のため、玉島に赴いた孫兵衛は玉島の「男達」11人と面会して探索を依頼し、彼らもそれを了承した。その上で、「万一疑敷取計」をした場合は、「仲間仕置」にするというのである。「男達」とは本来、義侠心を持った男たちのことを指すが、この時代には、通り者の顔役のことを言うようになった。ここでは「仲間仕置」の内容まではわからないが、この「男達」は「金銀共貪り候趣ニ而者無之」、すなわち謝礼目的で引き受けたのではないと解釈できるので、孫兵衛は津山藩領外の「男達」に顔が利く人物であったといえるであろう。

次に、岩蔵の前々任者であった皆木屋甚助という目明の記事を見る。

「一 福渡町目明皆木屋甚助去亥年安岡町坂本屋喜兵衛二宮原ニ作置候西瓜被打碎其節二宮原治右衛門方ニ而博突いたし右一件露頭を厭内済取組目明不似合不届ニ付役義取放牢舎申西瓜打碎候狼籍者手懸承候ハ申出候様喜兵衛同人方之者へ申付猶目明共江も申渡」（寛政四年二月二日条）

城下町郊外の二宮原で栽培されていた西瓜を何者かが打ち砕くという事件が起こった。その際、同所で博打をしていた甚助は博打の露見を嫌い、内済にしようとしたが、発覚してしまい、かえって目明役にあるまじきことをしたと目明役を取り上げられ、入牢になってしまったのである。この「目明不似合不届」とは博打のことを指すようにも考えられるが、後の町奉行日記に、獄中の甚助について「甚助義博奕参会と申ニも無之」（同年八月十六日条）とあることから博打については不問となっており、事件を隠そうとしたことが問題であったことがわかる。江戸を始め、通り者を治安維持の末端に組み込む場合、博打等は仲間との関係を保つ上での必要悪として黙認されることが多いが、津山城下でも同様であったと考えられる。つまり津山で目明役を勤めていた者たちも通り者であった可能性が高い。

寛政年間の津山城下町の人口は7,000～8,000人。その治安を守る町奉行所の同心はわずか10人しかいない。これでは、一宮の牛馬市や万人講などの行事があった場合、その警護に人手がとられ、他の地域の治安維持までは手が回らない。また重大事件の捜査には時間と人が必要になってくる。それらを補うには、広範囲に仲間を持つ通り者が勤める目明役が重宝であったことは想像に難くない。

(乾 康二)

◆出雲に行きました（第77回文化財めぐり）

平成19年11月10日、今年度第3回（第77回）文化財めぐりを実施しました。参加者39名、バスで島根県立古代出雲歴史博物館を中心に、出雲大社、松江城を訪ねました。

今回は、出雲の博物館に展示されている、加茂岩倉遺跡で一度に39個発見された国の重文銅鐸のうち、津山郷土博物館に常設展示している岡山県重文「袈裟襷文銅鐸」と同範の兄弟鐸が一つあることが判明しており、これに会うことが大きな楽しみの一つでした。

博物館の女性職員の方に教えてもらって、No.36という番号をつけられたその銅鐸に会いました。それは、おびただしい数の展示銅鐸の中では一番小型の部類に属し、津山の銅鐸も表面がかなり磨り減っていますが、出雲の方はもっと磨り減っていて、ガラスケースに鼻をすりつけて見ましたが、模様がはっきりとは見えにくいように思いました。

出雲の加茂岩倉遺跡の銅鐸は、ほとんどが「入れ子」といわれる、大きいものの中に小さいものを入れた2個ペアの状態で見つかり、No.35が大きい方で、No.36が入れ子の小さい方の銅鐸でした。

当津山郷土博物館所蔵の銅鐸（写真1）は、勝央町植月北の畑地「念仏塚」からの出土ですが、地元住民の発見後しばらく放置されていたこともあり、入れ子であったかどうか、出土の詳しい状況は不明です。

古代出雲歴史博物館のもう一つの目玉、平成12年4月に発見された出雲大社の宇豆柱（写真2は大社の宇豆柱現場）にも会えました。しかし、圧巻は、荒神谷遺跡発見の国宝銅剣358本の一挙展示でしょう。

（佐野綱由）



写真1.袈裟襷文銅鐸（当館蔵）

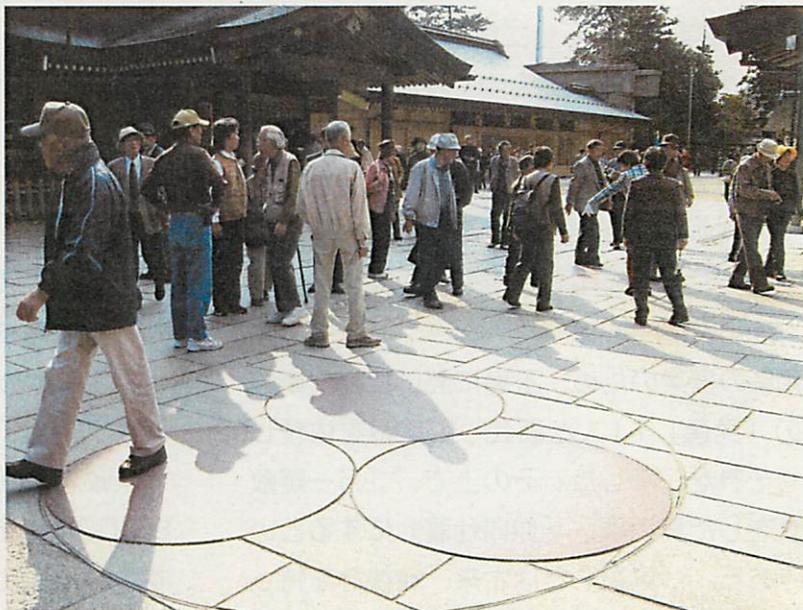


写真2.大社の宇豆柱現場

博物館入館案内

- 開館時間 午前9：00～午後5：00
- 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- 入館料 一般 210円（160円）
高校・大学生 150円（120円）
中学生以下 無料
※（ ）は30人以上の団体

大 博物館だより No.57 平成20年1月1日

編集・発行：津山郷土博物館
〒708-0022 岡山県津山市山下92
☎(0868)22-4567 ☎(0868)23-9874
E-mail : tsu-haku@tvtnet.jp

印刷：有限会社弘文社